

第十六回国会 通商産業委員会議録第二十七号

昭和二十八年七月二十八日(火曜日)

午前十一時十分開議

出席委員

委員長 大西 禎夫君

理事小平 久雄君 理事福田 一君

理事中村 幸八君 理事永井勝次郎君

理事首藤 新八君

小川 平二君 小金 義照君

田中 龍夫君 土倉 宗明君

山手 満男君 齋木 重一君

下川儀太郎君 井上 良二君

中崎 敏君 山口ジツエ君

始関 伊平君 川上 貫一君

出席政府委員

通商産業事務官 牛場 信彦君

官(通商局長) 中村辰五郎君

通商産業事務官 中村辰五郎君

(輕工業局長) 柿手 操六君

(肥料部長) 専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

委員外の出席者

七月二十七日

委員加藤清二君及び伊藤卯四郎君辞任につき、その補欠として森三樹二君及び山口ジツエ君が議長の名で委員に選任された。

同日二十八日

委員森三樹二君辞任につき、その補欠として加藤清二君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

連合審査会開会申入れに関する件

第一類第十一号 通商産業委員會議録第二十七号 昭和二十八年七月二十八日

輸出取引法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一四八号) 疏安工業合理化及び疏安輸出調整臨時措置法案(内閣提出第一六八号)

○大西委員長 これより会議を開きます。本日はまず昨日に引続きまして、輸出取引法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑はございませぬか。御質疑がなければ、質疑は終局いたしました。

委員長の手元に中崎敏君提出にかかるとの各派共同提案の修正案が提出されておりますので、この際その趣旨弁明を許します。中崎敏君。

輸出取引法の一部を改正する法律案に対する修正案 輸出取引法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十九条の三中「輸入組合の設立が輸入取引の秩序の確立に寄与する」を「当該貨物の輸入取引の秩序を確立するためには輸入組合の設立が必要やむを得ない」に改める。

○中崎委員 私は各派を代表いたしましたとして、輸出取引法の一部を改正する法律案に対しまして、修正案を提出せんとするものであります。

輸出取引法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十九条の三中「輸入組合の設立が輸入取引の秩序の確立に寄与する」を「当該貨物の輸入取引の秩序を確立す

るためには輸入組合の設立が必要やむを得ない」に改める。その理由を簡単に申し上げます。元來輸出と輸入との場合においてはその趣を著しく異にするものであります。輸出の場合におきましては、外貨の獲得、さらに国際的にもやもすればダンピングというふうなそしりも受けておる、国際的不信を買っておられるのであります。これは輸出組合あるいは業者の協定によりましてこれらの点を是正しつつ、国家の経済に寄与するといふことは当然と考へられますので、輸出組合もしくは協定のことにつきましては賛成するものであります。一方輸入の場合におきましては、むしろ貴重なる外貨を使いまして、一部の輸入業者が独占的に外国から貨物を輸入し、これによつて、組合等の結成によりまして、一方的に独占的に高い価格をもつて、原料並びに必需物資を大衆に売りつけるといふことになりまして、国内物価のつり上げを来すおそれがあると同時に、一面におきまして大衆に大きな負担をかけるということにもなると思つてあります。かくのごとくいたしましたので、インフレを輸入の面からさらに助長するおそれもありますし、一部のこゝろした独占的な形における組合もしくは業者が、独占的な利益をむさぼるといふ結果にもなりますので、輸出の場合とは違つて、嚴重にこれを規制する必要がありますのであります。こういう意味合いにおきまして、私は食糧とか原

毛、棉花あるいはカリというふうな、きわめて限られた重要品目の海外買付の場合において協定をするということ、真に国家経済の上に大きく役立つのであります。取引の秩序を確立する上にもことにやむを得ないといふものに限つて、これを認むべきものだと

いふふうにお考えをしております。従いまして、その建前といたしましては、輸出の場合にはこれは相當の範囲において認めるべきものと思つて、輸入の場合においては、原則的にこれは認めない。ただ必要やむを得ない場合においてはのみこれを認めるという建前から、はつきりと法文の上においてこれを明示する必要があると考へ、これによつて政府をしてこのわくの範囲内において適正に行動せしめるといふ考へ方をもちまして、この修正案を提出したのであります。

○大西委員長 以上をもつて修正案の趣旨弁明は終了いたしました。これより討論に入りますが、討論はこれを省略いたします。ただちに採決に入りたいと思つて、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○大西委員長 御異議がなければ、討論はこれを省略し、ただちに採決に入ります。

まず修正案についてお諮りいたします。修正案に賛成の方の御起立を願います。

○大西委員長 起立総員。よつて修正

案は可決いたしました。次に修正案を除く原案に賛成の方の御起立を願います。

「総員起立」

○大西委員長 起立総員。よつて本案は中崎君の提案にかかる修正の通りに修正議決いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました議案に関する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいと思つて存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○大西委員長 御異議なければさようとりはからいます。

○川上委員 議事進行。外務委員会に日米通商航海条約がかかつておるのであります。これを通産委員会から合同審議をするように申入れをすること、私は前にも発言をいたしました。また理事の方々に処置を聞いた。これは合同審査を申し込んであるのだというふうな御返事でありました。ところが本日聞くといふと、正式には申し込んでないといふことでもあります。これは非常におかしいと思つて、この条約は、なるほど条文の上から見れば外務に關係するものであります。その影響するところは、日本の貿易、産業に關係するのである。この実質というものは通産行政に屬するものだと思つてあります。こういう内容のものでありますから、形式上は外務委員会の所管に屬することになるのであります。実

質的には通産委員会で十分審議しなればならぬものであつて、当然合同審議をすべきものだと思ふのでありませう。ところが外務委員会の方では、これの採決を急ぐ関係上、この審議を非常に急いでおると同時に、一方においては、通産委員会の合同審議を好まぬような状況があると思ふのでありませう。これはただ申合せで合同審議をしてくれぬかというより、困ると言つたのでは、それはどうも困ると言ふに違ひない。正式に申し込んで、外務委員会の方で正式に拒絶して来るならば、これはまた別の問題であります。一応この通産委員会から正式な形でただちに申し込んでいただきたい。

これは各党の方々も、通産委員として異議がないと思ふのであります。開くところによると、自由党はどうもこれに反対のように承りました。しかしそれは委員会でも正式に発言したのであります。それからわが党も、賛成でないという意思を速記録に残して、個々の態度を決定したいと思ふのであります。この点について委員長は本日ただちに適當な処置をとられんことを私は希望いたします。

○大西委員長 かしこまりました。委員会終了後理事會を開きまして、この点について協議をいたしまして、善処いたしたいと思います。

○永井委員 議事進行。ただいま川上委員から発言がありました。われわれはこの法案の内容から見ると、非常に重要であるから、われわれはこの委員会で合同審議をしたい。これは今後のいろいろな議事運営の問題にもかかわるわけですが、われわれは議事

を遷延するために要求しておるのではなくて、内容から見てわれわれは實質的にこの委員会で十分に審議しなければならぬという立場からやつておるのであります。それがとんでもないところから、合同審査を申込むのではなから、内容的には、ほとんど八、九割までこの委員会の対象となる内容でありますから、正式にわれわれは今までも申し込んであるものと了解していただいておりますが、それがなされてないというところで、あらためて嚴重にこれが実現できるように取運びをお願いしたいと思ふのであります。

○大西委員長 わかりました。

○大西委員長 次に、確安工業合理化及び確安輸出調整臨時措置法案を議題といたし、質疑に入ります。質疑の通告がありますからこれを許します。井上良二君。

○井上委員 ただいま提案されております確安工業の合理化及び確安輸出調整臨時措置法案であります。それによりまして、合理化に必要な所要資金を融通する、それから輸出会社をつくつて海外に輸出する、こういうことですが、実はこの法案の公布の日が明確にされておられません。公布の日をどういうわけで明確にしてないのか。それからこの法案の第三条に確安審議会の意見を聞いておるが、確安審議会の規定は何らこの法案にはございませぬ。しからば規定のない委員会の意見を聞いておる意味はどういう意味か、もし別途農林委員会に付託されておられる臨時確安審議会の規定の中にきめられておる確安審議会の規定とするならば、当然本法の中にさよ

う規定すべき必要がございませぬ。それが規定されてないのはどういふ理由によるか、これは事務的な問題でありませぬから伺ひたい。

○中村(農)政府委員 ただいま御質問の第一点は、附則の第一に「この法律は、公布の日から施行する。」といふぐあい規定いたしておりまして、国会の議決を経まして、成立いたしましたならば、即日公布いたしたいと思つておられます。なお経済審議院に確安審議会を設置いたしますことは、確安給安定法に規定せられておりました。確安工業の合理化及び輸出調整臨時措置法に同じ規定が設けてございませぬが、この法律で特に審議会の意見を聞く旨の規定がございませぬれば、当然給安定法に規定いたします確安審議会のことをさしておる、こういうぐあいに考へておる次第であります。

○井上委員 この法律案は独立法でありまして、農林委員会に付託されておられます臨時確安給安定法とは別個の建前の法案になつております。いやしくも第三条に確安審議会の意見を聞くといふことをきめておる以上は、確安審議会の規定を設けるか、さもなくば、この第三条の中に確安給安定法の第何条をこれに適用すると明確にしておかなければ、確安審議会の意見を聞くといふ意味は、法的には明確ではありません。かようなうなうな法案はないと思ふのですが、どうお考へになりますか。

○中村(農)政府委員 ただいまの確安審議会の規定でございませぬが、本法案の成案の際に、この点につきましてももちろん考へたのでございませぬが、特に本法にその点を規定する必要はな

からうといふ見解で、規定いたさなかつたのでございませぬ。

○井上委員 これは立法上われわれ法律を制定いたすものといつたしましては、そういうべらぼうなことはありませぬ。少くとも確安審議会の意見を聞くといふことが明文文化されておる以上は、その確安審議会の意見を聞いておられるかといふことが法文上明確にされておらなければならぬ。それがされておらない。これについては議論いたしたいと思つたが、局長が見えましてから、特にこの問題をあつたまわしにしまして、この確安工業の合理化と輸出会社法案を特に通産委員会に提出し、一方農林委員会には給安定法を提案する。一体政府は肥料に対する基本的な考へ方についてどちらに重点を置いておるかといふことを伺ひたい。すなわち農産物の安定と確保をはかるために、できるだけ肥料の価格を引下げるといふこと、確安工業の合理化をはかるという建前をたつておるといふのか、それとも確安工業はわが国化学工業の重要な産業であつて、輸出産業としてもまた重要な役割を持つておるから、輸出産業に主力を置くかとするか、いずれを一体政府は肥料対策の中心として考へておるか、これを伺ひたい。

○中村(農)政府委員 ただいま御質問の、確安工業の将来に対する政府の態度といたしまして、農村に最も関係の深い肥料工業の確立という観点、あるいは海外の輸出市場を確保する意味におきましての輸出産業としての確立といふことのいずれに重点を置くかといふ問題でございませぬが、この問題の實質論といたしまして二つの点を考へ

なければならぬかと存するのであります。もとより確安工業を、国内の農村の経済の確立ということに重点を置いて今日まで育成し、また発展して参つたことは事実の示すところでありませぬ。と同時に、今後におきましても、低廉豊富な良質な肥料を国内農村に供給するといふことは、従来ともなうも変更を加へるものではないと思つて、今後におきましては、特に確安工業の合理化ということに重点を置きまして、国内に対する供給をできるだけ低廉にいたすということが確安工業に対する政策の中心をなすのでございませぬ。この低廉豊富な原則を貫く場合におきまして、化学工業の特に著しい特性をいたしまして、コストの引下げあるいは量産による合理化の推進といふことがきわめて有効適切に行われませぬ。私には今日、確安工業の現状からいたしまして、日本確安を必要とするアジアの諸国に對して、できるだけこれが供給を確保することによりまして操業度を大幅に引上げると同時に、これを安定せしめることが、先ほど申し上げましたわが国の農村に對して低廉豊富な肥料を長期にわたつて供給し得る態勢を確立する一環の方策と考へられるのでありませぬ。このような意味におきまして、いずれに重点を置くかといふ御質問でございませぬが、私はただいま申し上げたような趣旨で御答弁申し上げたいのでございませぬ。

○井上委員 さような肥料産業に對するお考へでございませぬならば、しからば国際価格と国内価格との調整を政府が一体どうやら考へられておるのか。国内に豊富低廉なる肥料を確保し

たい、そしてまた東亞市場も確保をしたい、東亞市場の確保をするためには外安との市場競争に巻き込まれて、これに勝つためにはどうしても出血輸出というか、一種のダンピングが必要であります。ダンピングをいたしますと、国内の農産物に与える影響は甚大なものがあります。この矛盾した問題が政府の肥料政策を常に動揺させておるのであります。この肥料産業の持つております二つの面を合理的に解決するという事は現段階においては非常に困難であります。困難でありますけれども、これはやはり逃げなければなりません。その一番困難な問題は、海外には安く売つて、国内には海外並に売れないというところにある。これを通産省としては一体どう解決しようとするか、この問題を伺いたい。

○中村(農)政府委員 たいだいまのお尋ねにお答えいたします。  
現在の肥料対策のあり方というものと、本国会に御提案申し上げました両法案をあわせ考えますと、もちろん経済的自由操作ということに重点を置いて考えますときには、御質問のような点に対する解決については相当困難と考える面も多いかと存するのであります。しかしながら、このような問題を解決する一つの制度的な第一歩といたしましては、また制度としてこれを確立するといふ立場からいたしますと、内需に対します関係と輸出に対します関係と、この影響を制度的に遮断するといふような方法をまず考慮いたさねばならぬかと存するのであります。従来肥料につきましては、御承知のごとく自由主義的な経済体制を一応前提といたしまして、同時に先般来起りまし

たいいわゆる出血輸出という問題をもあわせ考えまして、国内の価格につきましてはいわゆる安定価格という制度を行政措置によつて実現しつづつたのでございます。また同時に、国内に対する肥料の供給につきましても、行政的な範囲におきます措置ではございますが、需給計画の策定、あるいはこの需給計画の実施の状況に対します行政的処置によりまして、内需に対します数量的確保ということについては運営をいたして参つたのでございますが、先ほど申し上げましたように、肥料工業の操業度を今日あるいは今日以上に拡大再生産いたしまして、その安定の上に低廉豊富なる肥料の供給を確保するという前提に立ちます以上は、ここに何らかの——統制という言葉がふさわしいかどうかわかりませんが、こういつた制度を考える必要があるではなからうかと思つております。国内に對しましては、当然国内に對します供給価格を法的に規制する道を考えることが必要でございます。同時に数量的な確保をいたすということから考えますと、国内の普通の需要に對して安定感を確保する意味で、必要な需給調整用のある数量を特に確保するという制度を考へることが必要であります。こういうふうな見地から、先ほど申し上げました確安の需給安定措置法においては、そういう趣旨を強く表面化いたしましたのであります。もちろんこの根柢となり得る需給計画については、政府は責任を持つて合理的な需給計画を立てることは申すまでもございりません。法律にもその明文を設けております。

次輸出につきましては、従来の自由主義的なそのまゝの輸出ということでございます。肥料の輸出は御承知のごとく大体において国際入札は買手方は一本でございます。またこれが非常に西欧のドル貨獲得という見地からいたしまして、あるいは東南アに對する将来の市場をつくるという立場からも、西欧等からの国際的な競争というものが逐次はげしくなつておりました。関係もございまして、日本側といたしましては、何か有効適切な有利な価格による輸出という事を實現する必要があるのでございます。同時に今日の段階から考えますと、御質問にもございまして、國際価格と国内生産者価格との間にあります開きは、これは否定できません。その原因はいろくろの生産資材の価格等に存することとございまして、これを考え合せまして、國際価格と国内価格との生産費上におきます格差は現在否定することはできません。この現実をいかに改善いたして参るかということがここに提案いたしました確安工業の合理化というものを取入れました一つの点でございまして、もとより化学工業の、特に確安工業につきましては、終戦以來生産を拡充に力点を置きました、設備の整備をはかつて参りましたが、今日その整備の段階を経て、さらに低廉なる確安の生産という、いわゆる合理化の点に力点を集中すべき段階に参つたと考えられたのであります。この意味合いからいたしまして、本法案の提出に際しまして、従来合理化促進のために、相当財政投資等を考慮して参つたのでございまして、特にこの際確安工業の合理化を計画的に推進するという意味合いにおきまして、先般肥料対策委

員会においても、審議を見まして、一応の基本方針についてははつきりした答申がございまして、その三項に合理化の計画の一端を提出されております。政府はこの合理化の計画の具体的内容を検討いたしまして、先般大体五箇年計画という目標を立てまして、特に確安工業の早急なる合理化を實現する必要があるがみまして、この五箇年のうち、特に投資を前の三箇年に集中いたしまして、實質的には三箇年の計画とも考えられるのであります。この五箇年計画をこの五箇年、特にその前半の三箇年に集中して合理化をして参りたい。同時に先ほど申し上げました國際価格と国内の価格との生産費の中におきまして、特に外国に比べて問題になります。これは石炭価格の相違でございまして。たとえば西歐におきまして生産費の詳しい内容はわかつておりません。ただ石炭価格の点などを引抜きました。これを考えますと、大体西歐のドイツについては百円の価格であります。日本の石炭価格は最近はやや低落の傾向にあります。確安工業の生産にあたりましては、大体コーラス法で申し上げますと、確安一トンに対して石炭は大体一トン一分という程度でございまして、そういうことから推しましたら、確安のコストの差が石炭価格の差に非常に大幅に依存してあるといふことははつきりいたすのであります。この点につきましては、通産省といたしまして、石炭工業の合理化、特に縦坑開鑿計画に對する財政投資等による援助によりまして、この石炭価格の引下げをはかるというよう

なことで別途推進せられていく状況は御承知の通りと思つてございまして、あるいは電源開発につきましても、電源開発に伴いますいわゆる電解確安の生産の操業度の向上というふうなことを考えますと、そういう関連産業の合理化あるいは生産増強というものと伴ひまして、この國際価格との格差というものを打開して参りたい、こう考へておるのであります。

○井上委員 そうすると非常にまわりくどい、ごろ／＼／＼、あるだけの關係の意見を出して、いかにもかんの私が聞いた質問をばかそうとしておるやうであります。私はなかなかそう聞いておりましたから……(笑聲)。問題は政府としては、率直に伺いますが、輸出価格が国内価格よりもある場合は百円、ある場合は三百円近く安く売られても、国内でそれだけ逆高く売られても、これはやむを得ない、こう割切つておられますか。それを伺いたいので、それから今あなたの説明を聞くと、何か肥料産業の確安だけに特に販売価格からさらに生産費のコストの内容まで押えるという、自由主義的なもの考へ方から行くと、非常に違つた角度に立つて法案を提出されておる。その結果今お話のように、五箇年後になればたして國際価格とさや寄せができる自信があるかどうか、この内容については後ほど質問をいたしますが、まず大前提として、国内価格と國際価格との格差は現状はやむを得ないとして、しからば三箇年、五箇年後には國際価格と必ずさや寄せができるという自信をお持ちですか、その自信がありますならば、具体的にガス法においてはこうなつておる、電

三

解法においてはこうなつてゐるといふ、具体的な五箇年後の国際価格にさや寄せ得る必要な資料をお出しを願わなければなりません。私がこれを聞いておりますのは、日本の硫安工業が、生産コスト引下げのための合理化をやりますならば、相手もやはり合理化をどん／＼日に月にやつておるのであります。だからそれに追いついて行こうとするためには、尋常一様の手段と方法では勝つてはくことは困難であります。五年先に現状の格差がなくなつても、逆に向うがさらに新しい合理化を行いますならば、またそこに格差ができて来るという問題をどう割切るかということがおよそ予見をされて、それに対する対応策が立てられておらなければ、当面の格差をもつて、しかも相手方の生産コストがはつきり押えられていないという現状において、一体何を政府は対象にして生産コストを引下げようというのか、たとえばドイツならドイツが今日本の競争相手となつておるとして、ドイツの硫安工業と日本の硫安工業を比較すると、今も御説明のように、石炭にしても、ガスにしても、日本の約半分の値段であります。しかし、関連産業に対して肥料産業と同様の管理を加えて、その生産を押し、その価格を押し、その生産施設に対する近代化に必要な諸政策を総合的に推進するのなら話がわかるが、それは野放しなんです。単に縦坑をこれ／＼つくつて、石炭はこれだけ増産ができるというだけの話で、中小メーカーに対する炭業の合理化についてはほとんど見るべきところはありません。そういうことから考えると、現実に五年後において国際価格と国内

価格とさや寄せができる状態にまでなつて行くといふはつきりした自信をわれ／＼に与えてもらいませんと、この法案の審議の上になら／＼は非常な疑問を持つて来ますから、その点を明確に御答弁を願ひたい。

○中村(辰)政府委員 ただいまの御質問は非常に重要な問題でございます。通産省といたしまして総合的に生産の諸政策を行うといふことはもとより必要なことでございます。硫安工業のみならず、電源あるいは石炭その他のものにつきましても、考え方が自由主義的であるかどうかというやうな問題は別にいたしまして、生産増強という点については非常に積極的に取進めておる状況でございます。西独の硫安価格と日本の生産価格と競争力の問題でございますが、これにつきましては、ただいま御質問のやうな

いわる日本が一步進む場合には、西独また一步進む、こういうやうな御意見でございますが、それはおそろしくの通りでございます。しかし、私たちがこの問題を考えます際には、もとより石炭価格の大きな格差ということが西独並になるかどうかということとを根本的に考えることは、あるいは技術的に不可能かとも存するのであります。従ひまして、私たちとしましては、問題の取上げ方をできるだけ総合的に考慮するといふ建前をとつておるのでございます。先ほど申しますやうに、なるほど西独、東南ア、特に日本のかつての市場でございます。台湾あるいは韓国に対しても相当進出して参つておるのであります。これらの価格がドイツにおきます国内価格との関係について、それがどのような関係にあ

るかといふことは、先ほど申しましたやうに、ドイツそのものの生産費が判明いたしておりませんので、これに対する推論は差控えますが、ドイツの国内価格は大体四十五ドルから五十ドル程度の間と考え、日本におきます国内の安定価格の中値あるいはその前後をとりますと、大体六十四、五ドルという見当でございます。もちろん船運賃が輸出市場の争奪戦に非常な影響を持つことは当然でございます。一昨年の秋におきます船運賃の高騰が、著しく日本の硫安に益したことはこれは異例かと考えます。しかしその後におきます船運賃の異常な暴落もございまして、これもおそろしく異例と考へるべきであります。現状におきまして考へるべきは、大体合算あるいは韓国、これら周辺を市場として考えますと、船運賃は大体五、六ドルの差があるやうに考へるのであります。これらの差を考慮いたしまして、このドイツの国内価格と日本の国内価格との合理化によりますや寄せをどの程度にいたすかといふことであります。硫安工業に對します財政投資の合理化目標で、肥料対策委員会に出ました二百三億といふ数字がございまして、これに詳しい検討を加へまして、資金効率の比較的高いものをとりまして、おおよそ六十億程度の財政投資を必要とし、まずこれでしかるべきものであると考へます。合理化設備工事が百六十億程度でございます。もちろん開銀融資をこのうち幾らするかといふことは、会社それ自体の企業の内容、あるいは計画してあります合理化設備の内容等から一律には判定いたすことはできませんが、大体五〇％程度の開銀融資を

たす予定にいたしております。これらの設備を完成化しますには、先ほど申しましたやうに、大体五箇年のうち三箇年ではほぼ設備投資ができるのでございまして、これらの結果どの程度に下るかと思へます。大体五ドルないし六ドルくらいは価格の引下げが可能と考へたのでございまして。先ほど石炭に對します縦坑開発計画のことを申し上げましたが、これもたしか五箇年の先には二割のコスト引下げを目標としております。電源開発によります操業度の向上は、一面電力料金の引上げを必要とするといふやうなことが起るかと思へます。分検討いたさねばならぬかと思へます。とにかく現在五割をこゝろ、あるいは濁水期には非常に不利な状況にございまして電解法によります硫安製造

方式も取入れてはどうかといふやうに、ごいに考へております。こういつた合理化の国際技術水準化という点につきましてはせつかく努力して参りたいと思ひます。

○井上委員 生産コストの引下げの一ツの大きな目標は、外安の生産コストがどうなつてゐるかといふことが的確に把握されなければなりません。その具体的な資料が出ておりませんが、ただいまの御説明によれば、石炭なり、コークスなりが非常に安いといふことではあります。ところが、いかにせん日本は石炭、コークスといふのは非常に高い、これがいろ／＼な近代化をはかりました。下つたところでたか／＼二割方くらいは下つた見込みがないといふ御答弁であります。そうしますと、結局外航船舶の建造によつてこゝで運賃競争に一部分で格差を相当少くして行くことが一方考えられます。しかしそれによつても現実にはやはり五ドルなり、あるいは七、八ドルという格差がどうして生じやせぬかといふ一つの不安を持ちます。これはいざれ資料がそろいましたときに議論をいたすことにいたしました。次にコストを引下げようとする場合、そのために必要な命令を政府が硫安工業に発し、またこれに伴う所要資金を融資する、こういうことになつておるのであります。この硫安工業自体のコストの引下げのためには、一体現在の硫安工業の生産費といふものはどうなつておるか、これを電解、ガスにわけて、あるいはA級、B級、C級にわけて、電解の場合にはどうなつてゐる、またガス法の場合にはどうなつてゐる、それがA級、B級、C級とわかれ

てこうなるということが、ここに基本的に原価生産費の数字が示されませんと、所要の工業に対する近代化なり、企業内部に対する合理化を遂行する上において、その計画を立てます上に、そこに非常に大きな問題が横たわつて来るのであります。と申しますのは、昨年来肥料の輸出問題が大きな問題になつて、これがある者は出血と言ひ、ある者はどうにか年間において輸出をした会社自体の内部で消化できると言ひ、また現に三十万トン近いものを安く輸出をいたしておりますが、これによる損害に対して、国家から補償金を出して、またその金融を補助して、これに必要な金利を補償して、これに必要ならぬ要求は起つておりません。そうすると、あれだけ安く売つても現在の確安工業においては消化できるではないか、こういう一つの疑いをわれわれは持たざるを得ない。そんなつて参りますと、ここに生産コストを下げようとする対象の確安工業の原価計算というものは、正当に見積つた場合にどのくらいになつておるかというところが具体的に示されませんと、今御説明になりましたいわけの五箇年計画によるコスト引下げの政府の計画を具体的に実行する上に、いろいろ問題が起つて来ようと思ひます。そこで確安工業自体の生産コストについて、政府はどういうお考えを持つておるか、これをまず伺ひたい。

○中村(展)政府委員 ただいまの御質問非常にこともございまして、政府として先般経済審議庁に肥料対策委員会を設置いたしまして、その重要な研究調査項目の一つとして、生産費の検討をいたしたのでございませ

す。その際業界から提出した資料がございまして、これがおそらく公式に政府に提出せられた唯一のものかとも存するのであります。本日この会議に間に合いませんでしたけれども、後刻その資料をもとにいたしました御要求のA級、B級、C級別の価格並びにガス法、電解法の価格について資料を御提出していただきたいと存じます。

従来政府ではこの肥料対策委員会におきまして、専門家の御検討を頼りまして法的根拠に基づく強制調査でございまして、この委員会につきましても具体的な成案を得なかつたことは遺憾でございまして。政府といたしましては、今回この法案を成案いたしましたにつきましても、特にこのコストの正確なる把握ということを中心として、この条項を設定いたしてございまして、コストの実態調査につきましても、御承知のごとく、経済の全体が行き方が統制撤廃という方向から順次自由主義的なる経済操作ということになつて参りました関係もございまして、確安工業だけに特に強権的な調査ということを行つて、御質問に対する正確なるお答えはできませんが、ただいま申されました肥料対策委員会に提出されました資料につきまして御質問がございすれば、その際必要な答弁を申し上げたい、かように存するものであります。

○井上委員 要するに政府自体が確安工業の生産原価をはつきりつかんでおらないで、コスト引下げをやるために工業の近代化または企業内部の合理化

をやるための所要資金がこれだけいふ、こういう考え方はこれはまづたく業者の、こうすればこうなりませぬ、あすればあななりませぬという意見に基づいて、そういう一つの計画が立てられておるのぢやないかとわれわれは想像せざるを得ない。それでは結局業者だけが都合のいい甘い汁を吸つて、肥料を消費いたしますところの農民はその大きな犠牲を負わなければならぬ、こういう結果になりませぬか。といひますのはあなたの方でなほ今まで法律もありませんし、生産コストをはつきりつかむことのできない苦しい立場に立つておることにはわれわれもよく承知いたします。しかし少くとも国際競争に太刀打ちできる価格まで引下げたいために、確安工業の合理化、近代化への所要資金を五箇年間にこれくつき込みたい。こういう一つの考え方を保持以上は、当然現在の確安工業の原価というものは採算が合つておるのか、合つてないのか、それともコストを引下げねばならぬ大きな原因はどこにあるかということについて、明確な筋道を立てる上についての出発点、基準というものが明確でございませぬ。この点はあなたみずからもお話の通り、確安会社が肥料審議会に出した、確安会社独自の考えたところの合理化の案といひますか、あるいはまた原価計算を近くお示しするということが、会社は営利会社ですから、決して損に成るような原価計算は出して来ませぬ。そういうのをわれわれは信用するわけには行きませぬ。だからこの法案の大きな土台の一つは、外安の生産コストがはつきり押えられてないということ、一つは、国内の確安工業の原価

計算が明確に押えられてないこと、この大きな土台の二つが狂つておるといふことを、われわれは不満足に思ふ。そこで問題は、そういう不確実な基礎の上に立つて、確安工業の合理化という美しい名前のもとに多額の資金をつぎ込んだ結果が、国際競争に勝ち抜くだけのコストの引下げができればいいのですけれども、結局この確安工業の大きな原材料になつておる石炭と電力と確化鉱といふものが、大幅に引下げられない今日、大幅にその割当を得られない今日、なか／＼政府の考えるような甘いコストの引下げといふものは、困難であると考えておる。われわれはそういう見地から一応考えますと、いま一つここで何つておきたいのは、かりに現在確安が年間確安工場二百萬トン生産されておるとすれば、今後東亜市場における確安の需要は、年間百五十萬トンあるいは百五十萬トンという声がありますが、これを満たすために、少くとも国内需要をまかなひ、この東亜における非常に有利な条件にあるこの市場を獲得する上から、現在二百萬トンの生産規模をさらに百五十萬トンふやす、百五十萬トン増大して行く意思があるか。それとも確安工業は現在のままに置いておいて、単にその内部における技術の近代化、操業の合理化、そういうことでやつて行くかとするか。わくを広げようとするか、わくの内におけるの能率を高めようとするか、どちらをお考えになつておりますか。

○中村(展)政府委員 ただいま御質問の確安工業の将来の生産規模の問題でございまして、私はこの確安工業の規模の問題と同時に、いわゆる窒素肥料

工業としまして、特にここ数年來、技術的にも非常に国際水準をつつたとあえて申し上げたいほどに発達して参りました尿素の問題を、あわせ考えたいと思ふのであります。対外的需要と同時に、国内の需要の推移ということもあわせ考えるところに、この確安工業、あわせて尿素工業といふものの総合的な発展ということが、今後の肥料政策の重要な一つの問題と考えるのでございまして。私はこの問題をあわせ考えることによつて、ただいまお話がございまして今日の二百萬トン・ペリスをどの程度に引上げるかという問題を解決しなければならぬと思ふのであります。もとより尿素におきましても、重要な生産上のポイント、電力に關する関係もございまして、電源開発ということも前提として考えることが、計画の推進に必要と思ふのであります。私が、私にただいまの御質問に對しましては、電力その他の状況を勘案するのでございまして、ただいまの二百萬トン・ペリスといふものを前提として合理化を考える意図は毛頭ございませぬ。二百五十萬、あるいはそれ以上にするという考えを持つておるのであります。尿素について考えましても、今日確安換算上十六七萬トンの生産規模でございまして、これをさらに拡充して参りたいと思ふのであります。その拡充の幅と確安の伸びというところで、二百五十萬あるいはそれを超える数字を期待しつつ合理化計画を立てるのが、先ほど申しました合理化計画の一つの実質的な基礎をなすものでございまして。二百萬トン・ペリスの上

に合理化計画を考えると、これは毛

に合理化計画を考えると、これは毛

頭ございません。

○井上委員 次に、コスト引下げについての一つの大きな政府の考え方は、業体自身の技術の近代化と、企業内部の合理化を目的にしているようであります。しかし、これには一定の限度がございます。まして、それをやつたからといって、かりに百六十億という金を三箇年でつき込んで、五箇年の成果をまつたにしても、その分によるコストの引下げは微々たるものであらうと思ふ。もちろんそれによつて相当の増産はされますから、増産分のはね返りによるコスト引下げも考えられますけれども、問題はやはり、その原料であります石炭、電力、硫化鉄、運賃、これを一体どう引下げること、政府がもつと積極的でないならばならぬ。この法案を貫いておる政府の考え方は、工業自体に対する近代化、合理化だけが取上げられておつて、かんじんの、コストの引下げに大きなかんになつておる石炭、電力、硫化鉄、運賃に対して、ほとんどこの法案では触れてないのは一体どういふわけでございますか。一方、農林委員会にかかつております需給安定法は、一種の統制法規であります。硫黄工業に対して、その製品に対して、一種の統制法規にひとしい法案をつくりながら、その原料であるところの石炭、硫化鉄に対して何ら制限を加えてないといふのは、どういふわけですか。だからさきに申しました通り、最も日本に有利な東亜の市場に、百五十万トン、百六十万トンの硫黄需要が手をあげて待つておるのであるから、これをよそにとられてはたいへんだ。そこでこれを補うためには、どうしても石炭はドイツと競争す

るだけの価格に下げおかなければならぬ。少くとも硫黄を製造するのに必要な石炭は、ドイツと競争できる炭価に引下げてもらいたい。電力もまたそれと同様の必要な措置を講じてもらいたい。運賃及び硫化鉄に対して、それ相場の必要な措置を講じられるときに、初めて東亜における日本の市場が確保され得るということになるのです。そのかんじんの石炭と電力に対して何らの規制を加えてないといふのは、一体どういふわけですか。これはあなたに質問するのはちよつとぐあいが悪いので、通産大臣か農林大臣が来なければわからぬですが、事務当局としてもそれじゃ困ると思ふ。まあ同情してあげますが、実務局長さんその思ひませんか。私は当然そういう規制が加えられて初めて、あなた方が大きな役割を果し得る仕事ができるのではないかと思ひます。百六十億でどのくらいのコストが下るか、そこまで掘り下げて行つたら、あなたは実際にしましには答弁に困つてしまふ。はなはだつらい役目だけれども、しようがない。御答弁を願ひます。

○中村(展)政府委員 ただいまは硫黄の基礎産業として、特に重要な石炭、電力等につきましては、本法案あるいは需給安定法に類する政府の措置のないことはいかぬ、こういう御質問でございますが、私は事務当局の立場から申しますと、これらの物資につきましては、これ同様の立法措置はございませんが、通産省といたしまして、電力、石炭あるいはその他の産業につきましても、合理化ということにつきましては、鋭意行政指導あるいは財政投資につきまして、重点的に行つておる

のは事実でございます。この計画を推進しておることは御承知の通りであります。もちろんこれの大きな意味においての政策に關します御答弁は、私からはいたしかね、御質問にもございましたように、私からでき得る範囲を逸脱しておるようにも考えますので、根本問題につきましては、適当な機会にまた御質問されることを期待いたします。私としましては、あくまでも石炭、電力というものにつきまします現在の通産省の合理化あるいは開発計画が順調に強力に推進することを期待しておるものであります。

○井上委員 なお私はコストの引下げに關連をしまして、諸般の質問を申し上げ、なお輸出会社の設立に關するのことにつきましても、数点質問をせなければなりません。しかし、時間が非常に迫つて参り、後ほど理事会を開かれるやうでありますから、あまり私がしゃべつておりましたは御迷惑と存じますので、私の質問は一応保留いたします。次の開会のときに質問を続行したいと思ひますが、ただここで政府に一言、資料でもいいし、次の機会に答弁を準備してもらつてもけっこうですが、合理化、近代化に必要な融資百六十億円を予定して、これを三箇年間に硫黄工業につき込むというが、資金をつき込んでそれだけの効果が上らな

いといわゆるCクラスのものが日本の硫黄工業の中にはございます。これとAクラスとの間では非常に生産コストが違つて参ります。そこで一体Cクラスのもののがどのくらいあり、Aクラスのものがどのくらいあるか。そして資金を効率的につき込んで効果の上るもの、つき込んでなかく、實際上困難

であらうと想定されるもの、この効果の上らないものを、単に困難であるからというのでつぶすのではなしに、これらに対する合理化、企業合同という線をお考えになつておるかどうか、そういうことについて一応お調べの上で、次の機会に御答弁を願ひたい。

なおこれは非常に大事なことです。今年、春ごろまでには、ドイツの石炭なり、コークスなり、電力なり、蒸気というようなもののコストが大体想定されておりましたが、最近の状況はどうであるか。それから運賃の關係は最近どうなつておるか、これらをおわけて資料として御提出願ひたい。

以上をもちまして、私は本日の質問は保留いたし、次会にいたします。

○大西委員長 この際お諮りいたします。ただいま外務委員会において審査いたしております日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約の批准について承認を求めめるの件について、外務委員会に対し、連合審査会を開きたいとの申入れをいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大西委員長 御異議なければさう決定いたします。

本日はこの程度にいたし、次会は公報をもつてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

〔参照〕  
輸出取引法の一部を改正する法律案に關する報告書(内閣提出)  
〔都合により別冊附録に掲載〕